

社援発 1222 第 7 号
令和 7 年 12 月 22 日

都道府県知事長
市町村 殿

厚生労働省社会・援護局長
〔公印省略〕

「独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令」の施行について
(通知)

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 432 号。以下「改正政令」という。）については、別添のとおり本日施行されたところです。

改正政令の主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願ひいたします。

記

1 改正政令の内容

独立行政法人福祉医療機構が行う資金の貸付事業の対象となる施設として、指定居宅介護支援の事業に係る施設等（※）を追加すること。（第 1 条関係）

独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、指定居宅介護支援の事業に係る施設等を設置し、又は経営する法人を追加すること。（第 2 条関係）

（※）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援の事業に係る施設、同法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援の事業に係る施設又は同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係る施設をいう。

2 施行期日

公布の日（令和 7 年 12 月 22 日）

御名 御璽

令和七年十二月二十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第四百三十二号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第二百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。
独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定介護予防支援事業に係る施設又は同法第五十八条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業に係る施設又は同法第一百五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係る施設

第二条第十五号中「前条第六号」を「前条第七号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「前条第五号」を「前条第六号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 前条第五号に掲げる施設を設置し、又は経営する法人

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 上野 賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗